



長生村

議会だより

第137号／2012.5.6



高根小学校・八積小学校・一松小学校・長生中学校の入学式

議会定例会 2月会議・3月会議

主な内容

- | | |
|-------------|----|
| ●定例会で決まったこと | 2 |
| ●一般質問（8名） | 7 |
| ●議会活動の報告 | 14 |
| ●特集 特別委員会 | 16 |



村の木「ラカンマキ」



村の花「ハマヒルガオ」

発行／長生村議会

編集／議会だより編集委員会

議会定例会

3月会議

一般会計44億100万円

長生村の予算

4,540万円

を可決

歳出の主なものは
議会費 1億3689万円。
前年比1308万8千円の
減で、地方議員年金廃止に
伴う議員共済負担金がなく

歳
出

商工費 2990万円。新規事業として住宅リフォーム助成200万円です。

土木費 5億3335万円。前年比1133万円の増で、橋梁耐震診断委託料、住宅用太陽光発電補助金、公共交通下水道事業への繰出金、防災施設整備費などです。

教育費 3億3945万円の減。長生中学校本校舎の整備事業終了によるものです。

消防費 2億5374万円。教育費 5億6889万円。公債費 3億4244万円。長生中学校本校舎の整備事業終了によるものです。

◎外灯維持管理 外灯新設については、環境にやさしく寿命の長いLED灯を設置し、既存の外灯についても、LED灯への更新をはかる。

歳入の主なものは、村税
14億1100万円、国庫支
出金5億3040万円、各
種交付金・地方議与税など
2億4847万円、繰入金
2億3807万円、村債3
億3300万円などです。

村税については景気の低
迷等から、かなり減額にな
り、村税全体として591
6万円の減収を見込んでい
ます。地方交付税は国が増
税を見込んでいますので、
普通交付税12億6000万
円で7600万円ほど増額
としています。

予算編成に際し村税等の
減収分を補完する関係で、
財政調整基金から1億82
07万円繰入をしました。

歳入
歳

なつたことが要因です。
総務費 5億8751万円。
民生費 13億6171万円。
增加は社会福祉協議会への
補助金、自立支援・障がい
者通所支援事業、八穂学童
保育所増築工事費等です。

衛生費 5億1406万円。
母子衛生費394万2千円
減などです。

健診事業

健康増進法により、各
種がん検診・骨粗しそう
症検診等を実施。平成24
年度から3年間、エデル
事業として、肺・胃・子

宮頸がんに追加検査を実
施し疾病的早期発見・治
療に努める。

乳がん・子宮がんに加
え大腸がん検診無料ワ
ポンを配布(40・45・50
55・60歳を対象)。

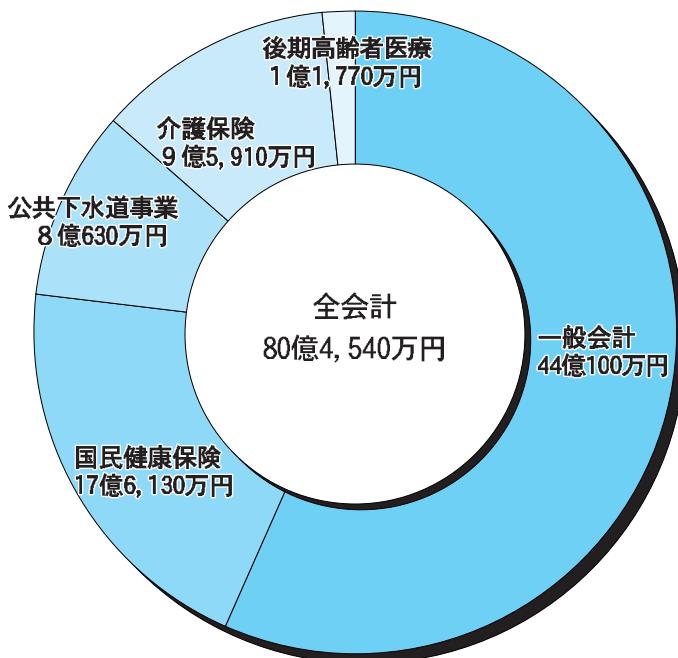
農林水産費 1億69万円。
商工費 2990万円。新規事業として住宅リフォーム助成200万円です。

土木費 5億3335万円。前年比1133万円の増で、橋梁耐震診断委託料、住宅用太陽光発電補助金、公共交通下水道事業への繰出金、防災施設整備費などです。

教育費 3億3945万円の減。長生中学校本校舎の整備事業終了によるものです。

消防費 2億5374万円。教育費 5億6889万円。公債費 3億4244万円。長生中学校本校舎の整備事業終了によるものです。

平成24年度主要事業
(抜粋)



平成24年度

総額

80億

特別会計 36億4440万円

国民健康保険

予算の総額は、17億6130万円で、前年比3420万の増です。

主な歳入は、国民健康保険税で、4億4901万3千円であり、前年比2347万7千円の減です。

主な歳出は、保険給付費11億9920万1千円、後期高齢者支援金2億2372万9千円などです。

介護保険

予算の総額は、9億5910万円で、前年比1億810万円の増です。

主な歳入は、保険料・国庫支出金・支払基金交付金や一般会計からの繰入金です。主な歳出は、保険給付費や地域支援事業費です。

公共下水道事業

予算の総額は、8億630万円で、前年比1億6420万円の増です。

主な歳入は、受益者分担金及び負担金・使用料・国庫支出金・一般会計からの繰入金などです。主な歳出は、維持管理費・管渠建設工事費・公債費などです。

後期高齢者医療

予算の総額は、1億1770万円で、前年比710万円の増です。

主な歳入は、保険料や一般会計からの繰入金などです。主な歳出は、後期高齢者医療広域連合への納付金です。

◎太陽光発電設備導入促進事業
住宅用の太陽光発電システム設置補助として、3・5kW10万5千円まで。

◎文化会館自家発電設備等新設事業
災害時の避難場所に指定されている文化会館にて、自家発電設備等を新設する。

◎松小学校屋上避難階段等設置事業（継続事業）
屋上階段設置・屋上フェンス設置・屋上防水改修工事。

◎後期高齢者健康診査
健康診査・人間ドック・脳ドックの実施。

◎子どものための手当支給事業

次代を担う子どもの健やかな成長を支援するため、0歳以上中学校終了までの子ども1人につき月額1万円～1万5千円の手当を支給。

◎橋りょう維持管理事業

道路橋りょうの計画的な維持管理に向けて、橋りょう長寿命化修繕計画を策定するに当たり、既存橋りょうの点検業務を実施する。

村長施政方針

を実施いたします。

3月会議で、村長より
平成24年度の施政方針が
示されました。

△要約△

村税は年々減収となつて
おり、本村の財政状況
は依然として硬直化が定
着しつつあります。

24年度の固定資産税に
おいても、地価の下落、
企業による設備投資の減
少に加え、評価替えの年
となり、減収となる見込
です。

歳出では、東日本大震
災の教訓を生かし、防災
対策に重点を置き、事業
一丸となって取り組んで
まいります。

人権擁護委員の 推薦を可決

識見とともにすぐれ、人権擁
護委員として適任と認め、
法務省へ推薦いたします。

本郷4696番地

平成24年6月30日をもつ
て、任期満了となる人権擁
護委員として、諸岡博一朗
氏を推薦することを可決し
ました。

同氏は平成15年7月から
人権擁護委員を務めており、
知識も豊富であり、人格・



諸岡博一朗 氏



イメージ写真

長生村空き地等の環境保全に関する条例 の一部改正を可決

本案は、住民の要望に応
えるため、空き地等の環境
保全に関し、条例の一部が
改正されました。

村長は規定の命令を受け
た者がこれを履行しないと
きは、行政代執行法の定め
によじり、当該空き
地等の雑草等を除去し、又
は第三者にこれを行わせて
その費用を所有者等から徴
収することができることがあります。

手順は、勧告書→命令
書→隣接者や自治会聞き取
り→審議会→代執行となります。

この間、第三者的な立場で
意見を述べる機関として、
県人事委員会が設けられ、
その意見を尊重する旨の
勧告書が作成される。

職員給与等に関する 条例の一部改正を可決

本案は人事院勧告、千葉
県人事委員会勧告の内容を
勘案し、民間との給与水準
と均衡させるための一般職
の職員の給与と額の引き下
げ、及び住宅手当の段階的
廃止を講ずる必要があること
とから提案されたものです。

給与の減額については平
成23年12月に遡及し、12月
支給の期末勤勉手当を含め
減額となります。

○契約の期間
平成24年3月20日からを
平成24年3月30日までに
変更。
6651万4335円に
○契約の金額
6157万5360円に
変更。

住宅手当は、持ち家に対
する24年・25年と順次減額
し、住宅手当をなくし、借
家は従来どおりの支給です。

議案の撤回

工事請負契約の 変更を可決



下水工事の様子

一般会計補正 予算を可決

歳入歳出予算総額に、それぞれ1億1445万4千円を追加し、歳入歳出予算総額を、50億5889万3千円とする補正予算を可決しました。

歳入においては、景気低迷による村民税の減収、地方消費税交付金、自動車取得税交付金は減少し、地方交付税、国庫補助金が増額補正となりました。

歳出においては、障害者自立支援や予じむ手当は、対象人員や支給額の改正等から減額となりました。

また、教育関係では、長生中の校舎改築と、一松小屋上避難階段設置、その他、事業の確定による減額により財政調整基金を積立てるものであります。

処分要求書について

平成24年3月7日(木)に開催された議会改革特別委員会において、山口裕之議員が門口昭議員に対し、侮辱発

言があつたとのこと、門口議員から山口議員に対する処分要求書が提出されました。

これは石井村長より提出された「お詫び文」(17P掲載)と「石井としあ通信」の内容の相違について比較検討中に発言されたものでした。

懲罰特別委員会を設置し審議した結果、「戒告の懲罰を科すべき」と報告され、本会議において賛成多数により議決され、議長より山口議員に、戒告の宣告が行われました。

長生中学校新校舎根損壊事故調査特別委員会を設置

昨年9月21日の台風15号の影響により、完成したばかりの新校舎根が損壊した件について、第三者機関による事故調査報告では

設計図書と施工状況に相違が見られました。こうした状況を踏まえ校舎の安全性を確認し、生徒の安全を確保するため調査特別委員会を設置しました。

村長等の給料特例の一部改正を可決

本件は、長引く不況の影響による本村の財政状況を考慮して、村長については30%、副村長15%、教育長8%の給与を減額するものです。

歳入は、全額前年度繰越金です。

歳出は、1167万6千円で、庁舎1階のフロア等

議会定例会2月会議

平成24年2月会議を2月15日に開催しました。本会議では、議案1件、発議案1件が上程され、原案どおり可決しました。

一般会計補正予算を可決

の改修費です。

提案理由では、1階フロアのコンセントから煙が立ち上がる事故が発生し、調査の結果、電算化にともなうパソコン等の配置による電力不足が原因と判明しました。

既定予算に、歳入歳出をそれぞれ1167万6千円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額49億4443万9千円とする補正予算を可決しました。

村長の出張等に関する調査特別委員会を設置

地方自治法第100条第1項の規定により、次の調査を行うものです。



- ①栃木県那須町にある「幸福の科学学園」を視察した際、「幸福の科学」が用意した車を利用し、交通費と毎食代等の供應を受けた疑いに関すること。
- ②岩手県野田村へ支援物資を搬送する際、公務と称して、自家用車で後援会員を同行して出張したいことに関するものです。

3月会議の審議結果一覧表

議案等番号	件 名	議 決 結 果	
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて	原案可決	全員一致
議案第4号	長生村第3期障がい福祉計画の策定について	原案可決	全員一致
議案第5号	長生村高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画の策定について	原案可決	賛成多数
議案第6号	長生村暴力団排除条例制定について	原案可決	全員一致
議案第7号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例制定について	原案可決	全員一致
議案第8号	長生村一般職の任期付職員の採用等に関する条例制定について	原案可決	全員一致
議案第9号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決	賛成多数
議案第10号	村長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について	撤回	
議案第11号	長生村一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例制定について	原案可決	賛成多数
議案第12号	長生村税条例の一部を改正する条例制定について	原案可決	賛成多数
議案第13号	長生村公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決	全員一致
議案第14号	障がいに関する用語を改正するための関係条例の一部を改正する条例制定について	原案可決	全員一致
議案第15号	重度心身障害者の医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例制定について	原案可決	全員一致
議案第16号	長生村介護保険条例の一部を改正する条例制定について	原案可決	賛成多数
議案第17号	長生村空き地等の環境保全に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決	全員一致
議案第18号	長生村村営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決	全員一致
議案第19号	千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について	原案可決	全員一致
議案第20号	工事請負契約の変更について	原案可決	全員一致
議案第21号	平成23年度長生村一般会計補正予算（第6号）	原案可決	全員一致
議案第22号	平成23年度長生村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決	全員一致
議案第23号	平成23年度長生村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決	全員一致
議案第24号	平成23年度長生村介護保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決	全員一致
議案第25号	平成23年度長生村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	原案可決	全員一致
議案第26号	平成24年度長生村一般会計予算	原案可決	賛成多数
議案第27号	平成24年度長生村国民健康保険特別会計予算	原案可決	賛成多数
議案第28号	平成24年度長生村公共下水道事業特別会計予算	原案可決	賛成多数
議案第29号	平成24年度長生村介護保険特別会計予算	原案可決	賛成多数
議案第30号	平成24年度長生村後期高齢者医療特別会計予算	原案可決	賛成多数
発議案第2号	長生村議会基本条例の一部を改正する条例制定について	原案可決	全員一致
	常任委員会所管事務調査の報告について		
	山口裕之君に対する処分要求の件	懲罰特別委員会へ付託	
	山口裕之君に対する処分要求の件（懲罰特別委員会委員長報告）	原案可決	賛成多数
	山口裕之君の議会運営委員辞任の件	許可	
	議会運営委員の選任について	指名推薦	
	議案の撤回について	許可	
発議案第3号	長生中学校新校舎屋根損壊事故調査特別委員会の設置に関する決議	原案可決	全員一致
議案第31号	村長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決	全員一致

定例会3月会議

一般 質 問

8人の議員が論議を交わしました

阿井議員 7ページ

門口議員 8ページ

鈴木議員 9ページ

石川議員 10ページ

関議員 10ページ

井下田議員 11ページ

小倉議員 12ページ

千葉議員 13ページ

議員 村長 遊休村有地の貸し付けや売却、ホームページへの広告記載の適正化が必要不可欠であるが、その具体策を伺います。

受益者負担の適正化は、使用料や手数料、分担金等隨時見直しを行い、適正な負担をお願いします。

受益者負担の適正化は、受益者負担の適正化は、受益者負担の適正化は、

小手先の財源確保でなく、恒久的な自主財源確保の施策をお聞きします。

議員 自主財源の確保と受益者負担の適正化が必要不可欠であるが、その具体策を伺います。

行財政運営について

阿井 市郎 議員

村長 村が持つている土地を有効に活用できるよう生かしていくたい。

議員 「自立で輝くむらづくり」は、出来たか伺います。

議員 「雇用の拡大と地域経済の活性化策は！」

村長 「中学校の建設や安全安心の環境を大切にする「村、平和を大切にする」ということあります。

議員 い。 る仕事をつづってまいります。 と理解をしてよろしいですね。

具体的な施策はなく、無策であると理解をしてよろしいです。

議員 す。 県と連携しながら推進し、雇用の拡大をはかつてまいります。

化策が全く見えませんが、施設はあるか伺います。

議員 す。 旧技術専門校跡地の活用について

議員 す。 今後は、取得した土地は、有効に活用すべきと思うが、具体的な施策を示してもらいたい。

多くの方々のご意見を伺いながら検討してまいります。

県から村に払い下げの約束がされ、3年経過しているのに、まだ利用方法が決まって

いなのはなぜか伺います。
地域の皆さんとの意見を聞いて進めてまいります。

住民の視線に立つた行政運営を!

議員 利益を望むのではなく、己を律し、「まごころ」の行政運営がされたか伺います。

村長 住民の福祉向上と地域の安全安心をモットーに行政運営に努めてきました。

議員 村長は、公私混同して、行政を私物化していると思われるので伺います。

村長 私物化して仕事をした認識はありません。

議員 公費で購入された支援物資等を、後援会幹部を連れて個人の車で行つたことなどは、公私混同ではないか伺います。

村長 公務で届けることが本筋だつて認識を改めました。なお、自分の車で行つたのは、乗

りなれた自分の車が安全なので、自分の車で行つた。

これは寄付行為になり、公選法に触れると思うので伺います。

公職選挙法に触れる恐れがあるので、旅費等の精算をして

処理したい。(23年4月出張で24年3月精算は不適切)



村長の公務についての認識は?

門口 昭 議員

議員 年間60万円、過去600万円の違法な公金支出があつた。当初他人のせいにしたが、過去・現在を問わず自治体に帰属した権利・義務及び利益・不利益のすべてに責任を負うのが村長であるか伺います。

村長 いつ、どこで人のせいにしたか教えてください。

議員 村長、自ら議会に提出した「議会と特別委員会における質疑応答問題のお詫び」のなかで、私から違法の指摘を

議員 します。

村長 基本的には役場の車ですが、ない時は自分の車を使います。

議員 公務での自家用車使用は、使用利益・ガソリン代・保険料等の役場への寄付になるが自分の車か伺います。

村長 自分の車です。

議員 次に、条例で資産の公開は義務であり、住民が監視・批判するには正しく記載されなければならぬ。

村長 土地は、平成16年には三筆・鹿児島県の屋久島にあつたが、現在は一筆のみであるか伺います。

議員 自分主義は一筆だけです。

村長 NTTの株式が平成16年には記載されていたが平成17・18年には記載がなく平成20年

受け、解釈運用を誤り深く反省し陳謝しますとの村長の詫び状から分ります。

村長は、「黒塗りの公用車」を廃止してから自分の軽自動車を公務に使用しているか伺います。

20年には1千万円あつたが22年には記載されていないこと、また30万円の貸付金があると思うがどの様になつているか伺います。

定期預金も平成20年には記載されないので、また30万円の貸付金があると思うがどの様になつているか伺います。

これからは調べて正確に申告したいと思います。

これからは調べて正確に申告したいと思います。

公務とは、自治法上の自治事務

であり、村長の職務として行政運営を行うことを認識しているとのことだが、日中公然とカラオケに行ったり、私的宴会に出向くのは公務ではないと思うが伺います。

カラオケは、練習を高めてうまくなると言う事です。

このことだが頑張つて下さい。

しかし、附属機関の問題や野田村の公選法に違反の

には再度記載されたが売買があつたのか伺います。

記載漏れで大変申し分けないが今後正しく記載します。

村政に対する一般質問

疑いがある寄付行為、また幸福の科学から利益供与を受けたのではないか等のすべての問題を解決し、村民・議会及び後援会に事実関係を十分に説明して下さい。

村政情報を正しく知らせるために広報で知らせるか伺います。

村長 私的な事も含めて色々な事を書かなければいけないので、慎重に対処したいと思います。

議員 二元代表制で村政を監視するのは住民と議会です。正直に教えることを約束できます。

紙面の都合もありますし、色々な角度から対処します。

村長 平成24年度以降、自家発電機（文化会館）防災倉庫（長生中学校並びに文化会館）に設置、公共施設の耐震化（村体育館）を予定しています。

議員 「津波避難タワー」など国の制度活用を、国の「緊急防災・減災事業」は、補助事業なら事業費の80%が交付税算入されるなど有り利な制度です。活用について村の考え方をお聞きします。

既に、一松小学校の屋上避難階段事業は、県との協議で内定しています。

村長 先月（2月）、静岡県に職員を派遣し、具体的な設置の位置づけ、あるいは中身、効果など調査をしてまいりました。

議員 津波避難タワーは人命救助第一に考えれば一松地区に設置は防災上の最優先課題です。津波避難タワーについて昨年12月会議で村長は「検討し、これからやってみた」と答弁したが、どのように取り組んできたかお聞きます。

総務課長 概ね約800戸、人口約2000人です。

建物を希望します」との記事もあります。一松地区で海に近い世帯数・人口を伺います。

この制度を使えば村の一般財源を投入しないで事業が可能ですか。

ほほ使わないでできる大変有利な事業だと思ってあります。村の広報に「一松地区には高台が無く不安です。高い避難建物を希望します」との記事もあります。一松地区で海に近い世帯数・人口を伺います。

村長 財源措置はどうか。

議員 国庫補助率55%、残り45%の村単独分については起債充当を予定しています。充当率は90%です。

村管理の橋梁は125あり、建設後50年を経過する橋は15あります。村は、15m以上の主要な橋梁の将来的な財政負担及び、道路交通の安全性の確保と、橋梁の長寿化をはかる計画であります。

議員 村の「橋梁長寿命化修繕計画」とは何かお聞きします。

村長 既に、一松小学校の屋上避難階段事業は、県との協議で内定しています。

近隣の一番近い職員3名、4名を指定し休日、夜間の鍵をあける対応をしてあります。

関連して夜間、休日時に災害が発生した場合の各避難場所の解放について対策をお聞きします。

橋梁の点検をしてゆく予定です。この修繕計画にのせないと国の補助が受けられません。

建設課長 24年度申請で国に許可されば、新たに補助が受けられることになります。

橋梁等の修繕費に国の補助がつくか伺います。

今年度の計画をお聞きします。

平成24年度は内谷川を含む12の橋梁の点検をしてゆく予定です。この修繕計画にのせないと国の補助が受けられません。

谷川を含む12の橋梁の点検をしてゆく予定です。この修繕計画にのせないと国の補助が受けられません。



工事中の一松小屋上

「緊急防災・橋梁耐震」など国の制度活用を 鈴木 征男 議員

石井村長の 2期目の公約

石川 吉一 議員

議員 昨年、全自治会に対し座談会を開催しましたが開催数を教えてください。

村長 次年度以降に開催される自治会から約84%の開催率です。

議員 自治会からの要望、意見、また村長からどのような提言をしましたか。

村長 高いところの避難所、防災タワーを作つてほしい。高根小学校の道路改善。三貫野交差点の改善、放射線セシウム測定結果の公表、幸福の科学の課税問題等の質問に答えました。

議員 公約が実現したこと、できなかつたこと、今後の意気込みについて伺います。

村長 中学三年生までの医療費の助成、お年寄り買物タクシーの補助等が実現、実現できなかつたことはサッカーフィールドの設置、補助事業との兼ね合いで八積駅周辺の整備スタート等です。村長を続けてることができましたら合併しない日本一の村を仕上げたいと考えています。

議員 防災対策の現状と今後について

村長 私からは23年度当初予算の概略、自主防災組織の立ち上げと自治会員の拡大を一緒に取り組んでほしいなどを話しました。今後も何らかの形で継続していきたいと思います。

議員 計委員会で、土壠の高さを6mと決めた安全根拠は何か伺います。

建設課長 千葉東沿岸海岸保全基本計画検討委員会で、土壠の高さを6mと決めた安全根拠は何か伺います。

議員 元禄地震や東北地方太平洋沖地震の津波のデータをもとに決定し、これを超える津波については保安林内で対応できる見込みです。

議員 自主防災組織の立ち上げを計画している自治会はありますか伺います。

村長 宮ノ台・昭和は地元座談会、意見交換会を終わり入山津で計画中です。

議員 防災組織を増やすための方策、考えをお聞きします。

総務課長 防災組織を立ち上げ、運用について極力地元の負担がかかるない方法、またアピールを徹底していくます。

議員 *石川議員から他に次の質問がありました*

◇村のエネルギーの取り組みについて

村長 防災計画の住民説明会を開催する考え方はあるか伺います。

建設課長 拡幅整備を予定しています。



議員 長生病院において、病院条例8条に基づく医療費窓口負担の減免ができるように、基準や規則を作ることを広域組合に働きかけてほしいが、村長の見解を伺います。

村長 小児科と産科の充実ができる段階での課題だと思います。

議員 苦の村民が安心して医療を受けられるよう、減免の仕組みを整備してほしいが、見解をお聞きます。

村長 大切なことと思っています。

長生病院での治療費 減免制度の実施を

関 克也 議員

いただきます。

幸福の科学・所有地への公平な課税を

議員

平成4年の名古屋地裁判例で宗

教法人の所有地が非課税になるには3要件が必要だとしています。

当該判例では、第1の非課税要件が「宗教法人がもつぱらその本来の用に供する土地であること」であり、近い将来宗教施設が建設され、それが着々と進んでいる場合で、宗教施設が現在建っていないからと書いて、現状を狭く解釈しないで「宗教法人の本来の用に供してある」と判断しました。

ところが長山村の場合は、宗教施設ではなく大学建設計画が存在し、非課税に該当しないのではないか。大学建設には相手の間で信者の修業があるのでその間、信者の修業の場として利用しているため非課税と判断しました。

第2の非課税要件は「本殿等の存する一画の土地のよう」に

議員 村長 村として31haが宗教用地として

議員 税務課長 宗教法人の言う「経行」修業が宗教固有の本來的なものなのか、経行のために必要なものを証明するような検討がされているかどうか伺います。

議員 税務課長 大学建設には相当の期間がかかりるのでその間、信者の修業の場として利用しているため非課税と判断しました。

議員 税務課長 第2の非課税要件は「本殿等の存する一画の土地のよう」に

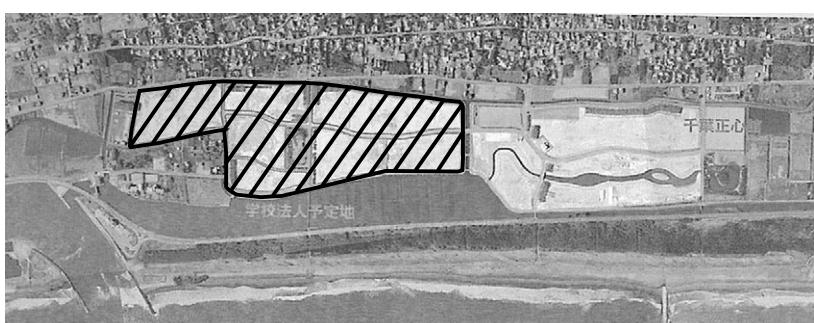
に必要な土地である」と「必要ない土地ではない」。

また、長山村の場合、当該土地の南側にある教団九

十九里支部の事務所周辺の限られた土地のみが非課税に該当するのではないか伺っています。

議員 税務課長 あくまでも宗教法人側がそれだけ(31ha)必要だと申し出ていますので、非課税と判断しています。

議員 税務課長 全体を利用していいると言つことですので、非課税と判定しました。



学校法人予定地

福の科学に求めていきたいと思います。

議員 宗教法人の存立のために欠くべ

議員 教育課長 釜石市では、独自の防災教育が功を奏し、市内の小中学校のほとんどが避難することができます。釜石の奇跡と呼ばれていますが、その取り組みについて伺います。

議員 教育課長 釜石市教育委員会では、平成17年から防災教育に取り組んできました。

議員 教育課長 避難三原則として、①想定を信じるなります。

議員 教育課長 ②最善を尽くせ

議員 教育課長 ③率先避難者たれを徹底して指導してきた成

果が、釜石の奇跡です。

議員 教育課長 国は平成24年度新規事業とし

て、全国から1千校のモデル校を募り、実践的防災教育総合支援事業を実施する予定です。同事業の取り組みについて村の考え方を伺いたいと思います。

議員 教育長 詳細がわから次第可能な限り積極的な取り組みをしていきたいと思います。

新規防災教育の積極的な取組みを

井下田 政美 議員

議員 総務課長 指摘のとおりであります。今後そういう問題が生じたときには、各課から応援できるよう体制等を整えながら、防災

に努めてまいります。

防災メール 24年度実施を

議員　　年内の防災無線の設置件数は全世帯の約72%ですが、デジタル化の世帯は何割か伺います。

総務課長　約30%から40%の間です。

議員　　村の産業別人口は一次、三次産業の方が8割を超えています。村外で仕事等に従事している方においては、当然防災無線は聞こえません。

以前にも質問しましたが、防災メールが有効だと思します。今後、防災メールについて村の取り組みを伺います。



井下田議員から他に次の質問がありました

- ◇新規就農総合支援事業について
- ◇官民境界代行事業について

県が25%で村の負担は25%です。道路・水路を先行して実施する考えはないのか伺います。

村としては道路を含め村全体について早期に事業着手できるよう検討してまいります。

村長施政方針 から 小倉 利一 議員

議員　　産業の発展こそが雇用を始め財源確保の近道だと考える。

議員　　初議会以来、貫して村の産業振興活性化について質問してまいりました。

施政方針には産業振興で、村としての独創性が全く見えません。そこで、食糧自給率の向上、農家の扱い手の育成方法、農業用施設の機能改善に取組む団体・地域・支援策とは何か具体的に伺います。

村長　　村独自の施策といたしましては、農業施設の機能の確保や施設整備に対する補助助成、病害虫防除に対する助

成、コスト削減を図るための農業機械銀行への助成等を実施している。今後は、継続的に農業者と話し合いができる場を設け、意見を伺いながら本村の農業の推進をはかりたいと考えております。

議員　　積極的に農業従事者の意見を聞いています。実際一番困っているのは担い手、後継者がいることです。

議員　　若い人たちに魅力ある農業経営形態を指導しつくり上げれば、若者も参加してくれるのではないか伺います。

議員　　農業関係者と懇談を深めて、何かいい展望、前向きなことが見出せれば、それを大いに参考にしていきます。

議員　　次に、企業誘致にかかる問題が発生しないという點について、歓迎されるか否か伺います。

村長　　現段階では、信友に4haの所有地の有効活用を考えています。

議員　　企業誘致と簡単にはいりますけれども県をはじめ県内市町でも困難を極めているのに、長生村に進出する企業があ

地籍調査について

議員　　以前にも質問しましたが、地籍調査は、国の補助が50%、

村長　　議員の質問、要望に基づいて24年度の中で計画しております。

に誘導をいたします。

いま言われた近い方法を本来村内の農業関係者にお願いし、希望を募る考えはありませんか伺います。

村政に対する一般質問



現在の信友笠島

るのか、村長の見通しを伺います。

村長

長生村は県でたつた1つ残つた村で、もしかしたらあるのではないか、県と協議をしております。

議員

信友の土地は、電気、ガス、水道も無いところに企業が進出しますか。農業の振興に活用したほうが近道だと思いますが。いかがですか。

村長 具体的には、企業誘致しかし農業をはじめ産業振興、TPP問題についても具体策が無いよう、危機意識が欠けているように思います。村のことを真剣に考えて、ただくよう要望します。

議員

企業も無いところに企業が進出しますか。農業の振興に活用したほうが近道だと思いますが。いかがですか。具体的には、整備をします。

建設課長

企業誘致しかし農業をはじめ産業振興、TPP問題についても具体策が無いよう、危機意識が欠けているように思います。村のことを真剣に考えて、ただくよう要望します。

議員

建物は警察で、土地は村有地であります。

村長

昨年3月に質問しましたが、県道・茂原久長生線の高根小学校入口近辺の道路改良の進捗状況を伺います。

議員

平成23年度から用地取得を開始し、2件の契約が完了し、24年度は随時工事着手をするとのことです。

県道と高根小学校正門前の道路改良は！

千葉一雅 議員

議員

たまたま隣に住んでいた方が中途半端な狭い土地が残つてしまつたと聞きましたが、駐在所用地にするとか、村で関与が出来ないか伺います。

建設課長

用地が必要だとすれば茂原警察署と協議して村の方で残地処理を進めたいと思います。

総務課長

用地が必要だとすれば茂原警察署と協議して村の方で残地処理を進めたいと思います。

議員

高根小学校前での道路線形について図のように（北門側から正門側まで直線的に結ぶ）するものが理想的だと思うが、いかがか伺います。

建設課長

高根小学校前での道路線形について図のように（北門側から正門側まで直線的に結ぶ）するものが理想的だと思うが、いかがか伺います。

村長

方が良いと感じます。大型車の通行も考へると直線の

議員

方が良いと感じます。大型車の通行も考へると直線の

建設課長

うが、当面出来る事から着手していきます。

議員

学校の西側に道路を脇らませるとの事だが、どのくらいの広さになるのか伺います。

建設課長

全国の道路に合わせて車道5・50m、歩道2・50mの計画

ですが、学校の施設の関係で多少歩道が狭くなる予定です。形になるので正面の丁字路など危険と思

建設課長

確かに緩やかなS字形になるのがいかがか伺います。

建設課長

が、安全対策を考えていきます。

議員

関連として聞くが、高根小体育館の耐震診断について伺います。

学校教諭

3月末には診断結果が出ます。

議員

関連として聞くが、高根小体育館の耐震診断について伺います。

建設課長

が、高根小体育館の耐震診断について伺います。

村長

うが、当面出来る事から着手していきます。

議員

学校の西側に道路を脇らませるとの事だが、どのくらいの広さになるのか伺います。

建設課長

全国の道路に合わせて車道5・

議員

度が不適格と出でて、建て直しなった場合、ランチルームも一緒に建て直せれば、道路も良い形になり、児童も全学年全員が一同に食事ができ、理想的だがどう思うか伺います。

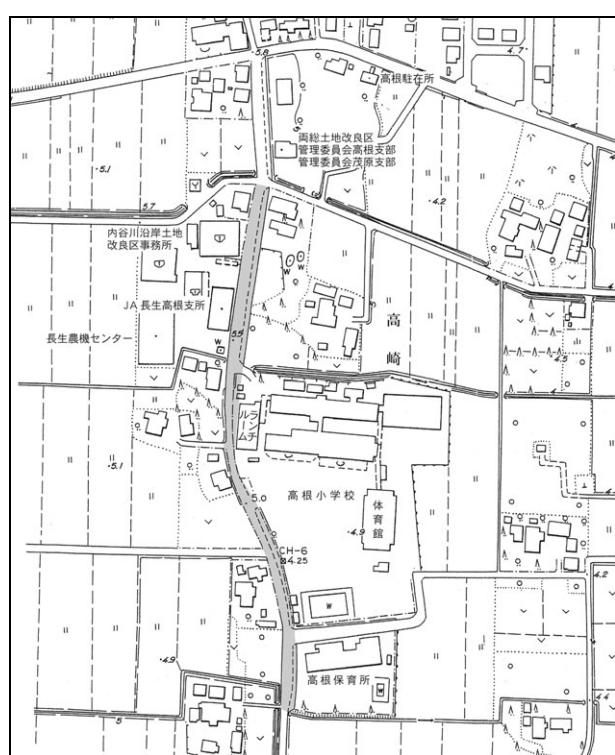
ランチルームも一緒に建て直せられたが（現在は2学年ずつ交替で利用）今後、建て直す場合、道路線形も加味し学校の建物の配置計画を考えていきます。

建設課長

築30年が経過し、当初は児童全員が一同に会して食事をする目的で建てられたが（現在は2学年ずつ交替で利用）今後、建て直す場合、道路線形も加味し学校の建物の配置計画を考えていきます。

議員

度が不適格と出でて、建て直しなった場合、ランチルームも一緒に建て直せれば、道路も良い形になり、児童も全学年全員が一同に食事ができ、理想的だがどう思うか伺います。



活動の報告

の活動を報告します。

昨年9月17日に開催された、第2回議会報告会では、参加者から様々な質問・意見がありました。

それにともなって、議会では各常任委員会で所管事務調査を行いました。

総務常任委員会

○住民投票条例を作るべきではありませんか

調査意見 住民投票条例は、住民の意思と要求を直接地方政治に反映する上で意義深いものであり、住民に自らの意思を直接投票という形で示す流れが生まれていることが背景にありそうです。
しかし、住民投票は、あくまで代議員制民主主義を補完するものとして位置づけられるものです。
住民投票が必要な場合は、議会が住民の意思を正しく反映しなくなっているときや、自治体全体を左右する問題として、住民に諮る必要がある場合ではないかと思われます。議会は現在、通年議会の実施など、議会改革に懸命に努力しています。

結論 意見を総合して判断した結果、住民投票条例制度の意義は認めつつ、真に必要とする課題が生じる事態を考慮しながら、引き続き調査研究が必要です。

産業土木常任委員会

①一松地区の圃場整備事業について

調査意見 一松地区は、昭和30年代に県営により圃場が整備されて以来、ほぼ手つかずの状況のまま今日に至っています。近隣自治体では、地元負担を軽減し、圃場整備を実施している。このことについて調査を実施しました。議会として早急な整備計画を策定し、改修するよう強く要望してまいります。
(排水整備は平成21年度より15ヶ年計画で、受益者負担なしの湛水防除整備事業を実施)

結論 一松地区の圃場整備事業については、「地域住民の意向を調査し、実施を検討されたい」と、村長へ要望いたしました。

②幸治川水質汚濁の改善について

調査意見 幸治川の排水流末の汚濁については、過去3年間(年4回)の水質調査において、特に問題はない結果です。

結論 幸治川水質汚濁の改善については、引き続き、白子町との協議を継続し、さらなる水質改善を進めるよう要望してまいります。

教育民生常任委員会

①八積学童保育所の拡大について

結論 新年度予算案審議の中で議会から増築を求め、その結果、平成24年度予算の中で増築工事(定員増)が決定されました。

②子宮頸がんワクチンの安全性について

結論 猫の避妊薬が含まれていると指摘がありましたが、子宮頸がんワクチンに共通する用語で「アジュバント」と思われます。名前は同じでもそれぞれ成分が異なる免疫賦活剤です。

③検診の一部負担金を廃止し、大勢の人が受診できる体制にすべきでは?

結論 健康推進課の調査の結果、未受診者975人のうち、役場の検診は受けないという人は278人(697人は次回は受診する)で、受けたくないという人が77人でした。この調査により、現時点で負担金廃止により受診者増加にはならないとの結論になりました。

④公民館バスの利用について

結論 大型・中型バスともに高い利用率です。利用の基準は社会教育活動、学校教育、村の行事が優先され、3ヶ月以上前から予約されます。また、利用に際して、明確な内部基準が無いことが判明したので、内部基準を定め、公平・公正に対処するよう生涯学習課に要望しました。



議員の定例会以外

長生中学校新校舎屋根損壊事故調査特別委員会

台風15号の風の影響で完成間もない、長生中学校新校舎の屋根が剥がされ、隣接する体育館や周辺住家に当たり被害がでました。

発生時間によっては、生徒・通行人に重大事故を招きかねませんでした。

議会でほいの事故を重くじうえ「事故調査特別委員会」を設置し、事故原因と対策・責任の所在を明確にするため、専門機関（千葉県建築士事務所協会）に依頼して調査をして頂かね。

今までの調査結果では、「結晶工事の施工状況に相違がある」とが示唆されました。そして、前回と同様の強風が吹けば、「安全は保証でもない」との見解です。

何よりも生徒と学校の安全性を確保するために議会としては徹底的に調査をして、安全確保に努めています。

3月会議で、山口議員に対する処分要求について、特別委員会が開かれました。昨年から、議会改革特別委員会において虚偽の発言が繰り返され議会が混乱していました。

そして3月7日議会改革特別委員会において山口議員は門口議員に対し侮辱的な発言をして、門口議員から処分要求書が提出されました。議会は懲罰特別委員会をただちに設置し、審議しました。その結果「戒告処分」が適当と判断され、委員会報告に基づき議長からの戒告の宣告がされました。

懲罰特別委員会

2月8日、静岡県清水町議会、20日、福島県只見町議会、3月16日には埼玉県久喜市議会のみなさんが、本村の通年議会制度・議会基本条例について視察に訪れました。議会改革特別委員会から通年議会の仕組みや議会報告会について経過や現況について詳しく説明しました。

たくさんの質疑が交わされ、有意義な視察になつたことと思われます。

本村議会は、これからもわかつやすく議会、開かれた議会を目指して議会改革を進めていきたいと考えています。

議会改革特別委員会

違法附屬機関設置 の無反省が原因

諮問機関（附屬機関）は、法令・条例により設置しなければならず、報酬の額等は条例で決めるという地方自治法の規定を村長は守らず、違法に附屬機関を設置してしまった。

お詫び文の冒頭に書かれた「私は地方自治法の解釈、運用を誤り、議会と関係者に大変な迷惑をかけ」という記述の『解釈、運用を誤り』は正確ではなく、村長が違法性を認識していないかつたことに問題があります。問題の大変な迷惑をかけた原因です。問題の特別委員会前後の概略経過を記します。

答弁拒否と虚偽 発言は一体のもの

■ 9月15日、門口昭議員の一般質問

門口議員 「石井としも後援会の会議で今の附屬機関について、氏はじつはいきましたね。「自分たちのところからやっていたことだと、前村長もやっていたと、石井俊雄君には全く責任のないことだ。そもそも議会で発言する問題ではない」と。こういう発言が出たのに、あなたは制止しなかった。追認するといふことで制止しながらたんですね。」

山口議員 「つつをついてしまつたのは非常に申し分けない。実は、録音データを入手し、私が作りました。」

村長 「私の行動の報告をして、山口さんのデータを元にして、山口さんが作つた。」

山口議員 「16日に村長宅パソコンで印刷しただけ。「15日にパソコンで打つた。」

村長 「後援会内部文書を自分で作りました。」

山口議員 「このように山口議員、村長とも虚偽の発言（波線部分）を繰り返し、議会を混乱させました。以下は村長の答弁を拒否して、この日の夜のうちに、村長自ら後援会内部文書を作成した。」

■ 9月16日、村長は、正確でない「会議録のような内部文書」を作成し、後援会内部に配布した。

■ 10月4日、議会改革特別委員会で

別紙

1、施策の基準となる事項について、住民の意見を得ることが必要な場合で、かつ他の方法で意見を得る事が適当でなく、議論を行つたうえで集約した意見を得る事が必要な場合。

2、行政執行に伴い、その前提として職員では得ることが困難な専門的知識に基づく意見、判断が必要な場合。

3、行政執行に対する不服審査、利害関係等について、公平、中立、客観的な立場からの意見、判断を求める場合。

このように山口議員、村長とも虚偽の発言（波線部分）を繰り返し、議会を混乱させました。以下は村長の答弁を拒否して、この日の夜のうちに、村長自ら後援会内部文書を作成した。

村長のお詫び文（全文）

長総第830号 平成24年3月8日

長生村議会議長 中村 秀美 様

長生村長 石井 俊雄

議会、特別委員会における質疑応答問題の経緯とお詫び

日頃より、村行政執行に
対し、「理解」「協力をい
ただいておりまことに深
く感謝申し上げます。

6月会議において門口議
員より「法令、条例に基づ
かない附屬機関の設置運営
をしてきたことは違法であ
る」とのご指摘を受けまし
た。私は地方自治法の解釈
運用を語り議会と関係者に
大変ご迷惑をかけたことを
深く反省し陳謝いたしました。
なお、条例に規定しない「附
屬機関」の設置は私が独自
に要綱で作成したものであ
り責任は私にあります。

附屬機関設置に当たって
は、議会の意見等を上げることで
あり、その意見を参考に首長
が最終的な政策、意思決定
を行うものであります。

後別紙のよつに取り扱いと
いたします。附屬機関の役
割は、諮問機関として首長
に意見等を上げることであり、
その意見を参考に首長
が最終的な政策、意思決定
を行うものであります。

去るの月会議では、門口
議員の一般質問を私に対す
る個人的な問題と誤認し答
弁拒否をしたことは問題で
ありました。さらには10月
4日の議会改革特別委員会
の冒頭で門口議員から提示
された、9月会議での一般
質問に係る質疑応答文（別
紙）(注)については、山口
審議会、調査会その他の調
停、審査、諮詢又は調査の
ための組織として設置する
こととされておりましたが、
私はその内容等については
一切知らないと答弁いたし
ました。山口議員に事実でない発言
をやせてしまつたものであ
ります。

次に10月20日の議会改革
特別委員会では、10月4日
の答弁を一転し「山口議員
に議事の録音データのコ
ピーを依頼し、私が質疑文
書の一部を作成したもの」
と答弁内容を正しいもの

は地方自治法第1-38条の
4第3項において、審議会、
調査会その他の調
停、審査、諮詢又は調査の
ための組織として設置する
こととされておりましたが、
私はその内容等については
一切知らないと答弁いたし
ました。山口議員に事実でない発言
をやせてしまつたものであ
ります。

2回の議会改革特別委員
会の席上で、事実と異なつ
た答弁と適性を欠く発言を
してこれら一連の発言によつ
て議員各位には大変な労力
と時間を費やしご迷惑をあ
かけしたことを心からお詫
び申し上げます。今後は今
日までの言動、行動等首長
として心改め真摯に行政執
行と運営に努めてまいります。

①9月議会では一般質問の
録音データを山口議員に
依頼し不正に入手し「門
口議員の一般質問における
答弁の概要と要点を文
書で作成した」とは問

に変えました。

また、私に対する議会の
旨よりも「いたらない点
や不十分さ」をげん指摘され
て発言したことは議会審
議の否定であり重大であり
ました。議会改革特別委員
会での質疑に不当性はない
であれば、私を村長不信任
と詰め形で受けついでいたい
と、発言したことは議会審

議の否定であり重大であり
ました。議会改革特別委員
会にに対する認識を改め
し徹底してまいります。

また、職員内部にも附
屬機関の認識を徹底させ
条例作成時には関係機関
にも検証願い自治法違反
を未然に防ぎたいと考え
ます。

②石井としあ後援会と私は
一体のものであり、自身
の問題でもあるので附
屬機関に対する認識を改め
し徹底してまいります。

③議員の基本的人権（参政、
表現の自由等）を侵すこ
とのないよう、また議會
での一般質問の答弁にあ
たつては真摯に対応いた
します。

④附屬機関に関わるの問題
の責任は村長にあります
ので、給料を平成24年
4月1日から平成24年7
月16日まで30%の減額を
させていただきます。

(注・紙面の都合による省略)

今後は
いました。また、執行者と
して都合の良い様に地方自
治法を解釈、運用しその違
法性についての認識も欠け
ていました。附屬機関につ
いての設置判断基準は、今

題であり、今後一度とい
の様なことはいたしませ
ん。

議会日誌

*議長・議員が出席
または参加の主な行事

												3月		
2日～(会期8日間)										2日	定例会3月会議	各小学校入学式		
(会期8日間)										9日	議会全員協議会	議会運営委員会		
6日	議会全員協議会	議会改革特別委員会	長生中学校新校舎屋根	損壊事故調査特別委員会	9日	9日	9日	9日	9日	29日	議会だより編集委員会	長生中学校新校舎屋根	損壊事故調査特別委員会	議会だより編集委員会
												来厅	長生中学校新校舎屋根	損壊事故調査特別委員会
6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月
1日	県町村議会議長会定例会	6日	検診分析調査委員会	2日	2日	29日	29日	25日	25日	29日	29日	29日	29日	29日
6日	長生中学校入学式	議会運営委員会	6日	議会運営委員会	6日	議会運営委員会	6日	議会運営委員会	6日	議会運営委員会	6日	議会運営委員会	6日	議会運営委員会
6日	議会運営委員会	6日	議会運営委員会	6日	議会運営委員会	6日	議会運営委員会	6日	議会運営委員会	6日	議会運営委員会	6日	議会運営委員会	6日
6日	議会運営委員会	6日	議会運営委員会	6日	議会運営委員会	6日	議会運営委員会	6日	議会運営委員会	6日	議会運営委員会	6日	議会運営委員会	6日
4月														
29日	各小学校卒業式	29日	各小学校卒業式	26日	26日	26日	26日	25日	25日	25日	25日	25日	25日	25日
26日	村長の出張等に関する	19日	村長の出張等に関する	19日	19日	19日	19日	19日	19日	19日	19日	19日	19日	19日
26日	調査特別委員会	19日	調査特別委員会	19日	19日	19日	19日	19日	19日	19日	19日	19日	19日	19日
19日	定例会3月第2回会議	19日	定例会3月第2回会議	19日	19日	19日	19日	19日	19日	19日	19日	19日	19日	19日
19日	議会だより編集委員会	13日	長生中学校卒業式	13日	長生中学校卒業式	9日	長生中学校創立50周年	9日	長生中学校創立50周年	9日	長生中学校創立50周年	9日	長生中学校創立50周年	9日
16日	埼玉県久喜市議会視察	16日	埼玉県久喜市議会視察	16日	埼玉県久喜市議会視察	8日	記念プロロング像除幕式	8日	記念プロロング像除幕式	8日	記念プロロング像除幕式	8日	記念プロロング像除幕式	8日
16日	郷土会	16日	郷土会	16日	郷土会	7日	郷土会	7日	郷土会	7日	郷土会	7日	郷土会	7日
16日	総代会	19日	総代会	19日	総代会	8日	郷土会	8日	郷土会	8日	郷土会	8日	郷土会	8日

皆さんも議会を傍聴しませんか!!

議会は、村民の皆さんのが声を村政に反映させる場です。審議がどのように行われているのか、傍聴してみてはいかがでしょう。

傍聴席は先着順で32席です。手続は、3階傍聴席入り口で、氏名・住所・年齢を記入してください。



次の「議会定例会5月会議」は5月29日から開催の予定です。

また、議会だよりに対するご意見ご感想をお寄せください。お問い合わせは下記まで。

長生村議会事務局

直通：32-4744 FAX：32-1194

メール：taiyo-kun@vill.chosei.chiba.jp



写真左から

後列／高山委員・矢部委員・小倉委員・千葉委員
前列／阿井副委員長・鈴木委員長・中村議長

木々も芽吹き、風薫るわ
やかな季節となりました。
皆様には、ご健勝のことと
存じます。
さて、私ども編集委員会は、
本領をもつて交代となりま
す。
1年間、編集に携わるこ
とができましたが、限られ
た紙面ですべての内容を発

信できなかつたことや、議
会だよりの責任の重さを実
感せぬるを得ませんでした。
これからも、議会活動の
様子を迅速、かつ正確にあ
届けができるような紙面づ
くりに、次回の編集委員の
皆様に引き継ぎたいと思い
ます。
(編集委員一同)

編集後記